

# 小野町除染実施計画 〈第2版〉策定

町では、今年1月1日に「放射性物質汚染対処特措法(通称、以下「特措法」)」が全面施行されたことに伴い、緊急実施方針に基づく除染実施計画〈第1版〉について、特措法の要件を満たすよう見直しを行い、環境省との協議を経て、10月1日付けで除染実施計画〈第2版〉を策定しました。

除染実施計画は、基本方針、目標、実施区域および優先順位などを定めており、除染を実施していくための指針となります。特措法の見直しや新技術の導入などに合わせて、適宜改正を行っていきます。

除染実施計画の概要は次のとおりです。全文は、町のウェブサイトでご覧いただけます。

今後、町では計画に基づき、長期的に追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト未満になるよう除染作業の実施や除染作業で出た土壌などを保管する仮置場の設置を進めていきますので、皆様のご理解、ご協力をお願いします。

閩町民生活課 ☎72-6933

(写真：平成23年度に実施した小野中学校の校庭表土除去実施状況)

## 小野町除染実施計画〈概要〉

### 1 基本方針および目標

放射性物質の拡散による健康と経済活動への影響を排除するため、町内全域を対象とし、長期的に追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト未満にするよう除染します。

### 4 優先順位

生活空間を優先して除染を行います。特に放射線の影響を受けやすい子どもや妊婦の生活空間(保育園、学校施設、公共施設など)を考慮し、優先順位を次ページ表のとおりとします。

### 2 除染実施区域

町内全域を除染実施区域とします。

### 5 スケジュール

除染対象物ごとの除染スケジュールは次ページ表のとおりです。

### 3 計画期間

平成28年12月までの5年間とし、重点期間を除染開始後2年間とします。

